二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二十号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

2　令第一条第一項第一号イ(2)の経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の六の項の第二欄に掲げるセメントクリンカーの製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送